$\subset$	)
找	Ļ
徨	) して くし
信	Ì
〇	Ġ
7	,
7	i
北	Ļ
沙	< <b>↓</b>
月	!
<b>投資信割及で投資法人に関する法律</b>	言臣之が安全 くこ 園一・0 こ
ノ	_
(L	=
メル	<u>:</u> ]
9	
7	)
17	=
律	#
旌	h
1	Ţ
芨	Į
貝	IJ
_	_
4	Ź.
财	Ì
+	-
_	-
年	Ξ
絲	1
班	Ē
床	f
4	, ,
當	Ĭ
る 法律 旅行 規則 (平 成十二 年 総 理 旅 全 第 百二	1
_	1
_	_
+	
卢	L
十九月	1

○投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)	九号)
改正案	現
(投資信託委託業者の帳簿書類)	(投資信託委託業者の帳簿書類)
第六十九条 (略)	第六十九条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 外国法人である投資信託委託業者にあっては、第一項各号に掲げる帳簿	5 外国法人である投資信託委託業者にあっては、第一項各号に掲げる帳簿
書類は、国内における主たる営業所が作成し、これを保存しなければなら	書類(以下この条において「法定帳簿」という。)は、国内における主た
ない。	る営業所が作成し、これを保存しなければならない。
(削る)	6 法定帳簿については、その方法が次に掲げる要件を満たすものであると
	きは、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認
	識することができない方法をいう。)又は電子計算機により出力し作成す
	るマイクロフィルム(電子計算機で処理したデータを入力し、高速度でマ
	イクロフィルム上に縮小して直接人が読み取れる文字、数字等で出力する
	方式を用いるマイクロフィルムをいう。) によって保存を行うことができ
	る。 
	一 電磁的方法により記録された事項が必要に応じ電子計算機その他の機
	器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存され、かつ、
	電子計算機の処理システム上、電磁的記録の記録事項について訂正又は
	削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる
	ようになっているとともに、記録事項の入力をその業務の処理に係る通
	常の時期を経過した後に行った場合には、その事実を確認することがで
	きるものとなっていること。
	二 マイクロフィルムによる保存については、その保存した内容の出力に
	当たり、出力画面上に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力

(資産保管会社の帳簿書類)	(資産保管会社の帳簿書類)
るのは、「投資法人内」と読み替えるものとする。 の保存について準用する。この場合において、同条第八項中「社内」とある。 第六十九条第六項から第九項までの規定は、前項の規定による法定帳簿	(削る)
ま、この長奪の引貨の寺にか、上上間になど最子しなければならな表第十二により作成し、当該投資法人の決算の承認後(商業帳簿(『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『	ンまければようよゝ。 認後(商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時 「
2 前頁ご規定する長簟書類(欠頁こおハて「法定長尊」という。)な、別第百五十五条 (略)	2 前頁乃長尊書類は、別表第十二こより乍成し、当该殳資去人の央算の承  第百五十五条 (略)
(投資法人の帳簿書類)	(投資法人の帳簿書類)
- その変更の内容を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならない、その変更の内容を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならない	
9 第七項の規定による届出に係る書面に変更があった場合には、遅滞なく	(削る)
二 呆存しようとする法定長尊の見本一 法定帳簿の保存に関する社内の管理規則	
掲げる書類を添付しなければならない。	
8 投資信託委託業者は、前項の規定による書面の届出をするときは、次に	(削る)
記	
あらかじめ、保存しようお資金に	(肖え)
7 受資言毛奏毛養針よ、前頁の見官こより去官長奪と呆字ける場合こよ、適切な管理がなされていること。	(利3)
れている等により当該出力された事項が真正なものであることについて	
、これらの事実及び内容を確認すること	
することができるようにして保存しており、かつ、訂正又は削除を行っ	

		 別 ] 表			 別 ] 表			 別 ] 表	 削	2 第 十 百
(略)	帳簿書類の種類	別表第七(第六十九条	(略)	帳簿書類の種類	別表第六(第六十九条	(略)	帳簿書類の種類	別表第五(第六十九条	(削る)	十年間これを保存しな第百五十六条(略)
- (略)	記載事項	(第六十九条第四項関係)	- (略)	記載事項	(第六十九条第三項関係)	- (略)	記載事項	(第六十九条第二項関係)		十年間これを保存しなければならない。 前項の帳簿書類は、別表第十三により作成し、百五十六条 (略)
略)	記載要領等		略)	記載要領等		略)	記載要領等			
- (略)	備		略)	備	-	- (略)	備	_		投資法人の決算の承認後
	考			考		L _	考			承 認 後
		別 T 表				<u> </u>		別 1 表	3  の た	2 第 百
(略)	法定帳簿の種類	別表第七(第六十九条	(略)	法定帳簿の種類	別表第六(第六十九条第三項関係)	(略)	法定帳簿の種類	別表第五(第六十九冬	の保存について準田なければならない。	、別表第十三により作成し、2 前項各号に規定する帳簿書第百五十六条 (略)
- (略)	記載事項	十九条第四項関係)	略)	記載事項	(第三項関係)	略)	記載事項	十九条第二項関係)	/ Ц	書
- (略)	記載要領等		- (略)	記載要領等		- (略)	記載要領等	-		により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存し規定する帳簿書類(次項において「法定帳簿」という。)は(略)
略	備		- (略)	備	-	- (略)	備		前項の規定による法定帳簿	-間これを保存しという。) は

<u>~</u> 2	第三				別			別
(削る)	第三十二条 (略) (業務に関する帳簿書類の作成)		(略)	帳簿書類の種類	別表第十三(第百五十	(略)	帳簿書類の種類	別表第十二(第百五十五条第二項関係)
	書類の作成)	改正	(略)	記載事項	(第百五十六条第二項関係)	- (略)	記載事項	五条第二項関係)
		案	略)	記載要領等		- (略)	記載要領等	
			略)	備		- (略)	備	
				考			考	
3 2	第三				別			別主
他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。題がないと認められるときは、電磁的方法(電子的方法、磁投資顧問業者は、第一項に掲げる帳簿書類については、処(略)	第三十二条 (略) (業務に関する帳簿		略)	法定帳簿の種類	別表第十三(第百五十	(略)	法定帳簿の種類	別表第十二(第百五十
第一項に掲げる帳簿書類については、	略)の修簿書類の作成)	現	略)	記載事項	百五十六条第二項関係)	- (略)	記載事項	百五十五条第二項関係)
		行	略)	記載要領等		- (略)	記載要領等	
投資者保護上問			- (略)	備		- (略)	備	
護				考			考	